

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

No.2451

特集Ⅰ

腰痛予防へ作業負荷を軽減

作業台の改良で中腰姿勢改善

ササキ

特集Ⅱ

かるたで学ぶ建設工事の安全管理

注意点を身に付けるツールに

土木学会

ニュース

好事例増やす改善策示す

仮設工業会 新ヒヤリ報告で試行実施

労働災害動画 配信しています!

安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

↓コチラから



6
/
1

2024

■ 災害のあらまし ■

ビル内にあるパン屋の製造担当者 A が、昼休み中に屋外駐車場の自家用車内で休憩を取っていたところ、降雪中だったため排気口が雪で埋もれてしまい、排気ガスが車内に入り込み、急性一酸化炭素中毒で亡くなっているところを発見された。

■ 判断 ■

労働基準監督署長が本件を労災認定しなかったため、遺族が審査請求したが棄却された。そこで、再審査請求したところ、休憩中の行為ではあるが、諸事情を考慮すると、事業場が管理している施設内で発生した事故であり、業務起因性を否定しえないとして業務上災害と認定された。

■ 解説 ■

休憩中の災害は、労災に認定されるか否か微妙なケースが多い。本件は、3回目の判断で最終的に労災認定されることになったが、労災保険に関する行政解釈では、3つのポイントが挙げられている。

①休憩時間中の災害については、事業主の管理下（事業施設内）で行動している限りでは、事業主の支配下を離れておらず、業務遂行性が認められる。②休憩時間中は、原則として自由行動を許されているのであるから、その間の個々の行為それ自体は私的行為とされるが、休憩時間中の災害が事業場施設またはその管理に起因している場合に限り、業務起因性が認められる。③天災地変は、自然現象であるが、業務の性質や内容、事業場施設の状況などから、災害を被りやすい事情にある場合には、業務に伴う危険、あるいは事業主の支配下にあることに伴う危険としての性質を帯びるもの

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人 S R アップ 21 東京会
林 社会保険労務士事務所

所長 林 弘嗣

第 365 回

であり、そのような業務上の事情と相まって発生したと認められる場合には、業務に伴う危険が現実化して発生したものとして業務起因性を認めるとしている。本件は、この3つのポイントに基づいて検討されたうえで、労災認定されたものである。

具体的な判断について確認してみよう。

まず、屋外駐車場が事業場の施設管理下にあるか否かである。この駐車場は、会社が賃借して利用料を負担し、利用規約には各テナントは従業員に順守事項を守らせる旨の記載もあるので、事業場の施設管理下にあるものと認められるとしている。

次に、昼休みに被災者が車で休憩することになった事情については、会社の休憩室は資材や物品が狭いスペースに溢れかえっているため、被災者や他の従業員も長時間利用することはなく、ビルの共有の休憩室も昼には他の従業員で混雑して落ち着けないため、会社の従業員もほとんど使用せず、自家用車で休憩する従業員もいたとの状況があった。加えて、店長からは、「冬季の天候の悪い日は、スロープが凍結するから通常使用している3階駐車場ではなく、1階の屋外駐車場を使用するように」との指示があり、被災者はそれに忠実に従ったものであり、被災者の積極的な選択として自家用車で休憩を選択したとはいえないとしている。また、被災した時間帯の天候状況は、相当の積雪があり駐車した付近の除雪はされていない状況であった。

このような状況を考慮し、業務起因性は次のように認定された。①休憩時間に自らの判断で自家用車に赴き、昼食並びに休憩を取ったことは被災者の自由な選択行動であったといえるものの、事業場およびビルの施設環境からみると、被災者の行動が不合理なものであったとはいえない。②事業



場の設備の不備に基づく災害であったとまではいえないものの、事業場が管理している施設内で発生した事故であること。③天災地変により災害を被りやすい事情があったとの評価もできること——などから、業務起因性を否定しえないと考えることが相当であると判断され、2回の非認定が覆り、最終的に認定されることとなった。

積極的に認定したというより、否定するほどの要因がなかったためと考えられる。特に被災者が会社の指示にほぼ従ったうえでの災害であった点が重要であろう。そのため、会社の指示や周知がより明確であったなら、認められなかった可能性もあったと思われる。例えば、会社が降雪時に車内での休憩をしないよう指示をしていた場合や、積雪時の車での休憩は一酸化炭素中毒の危険がある旨の周知をしており、それに反して車内で休憩していた場合には、認定される可能性は低かったと思われる。

雪の降る地域に所在する事業場のリスク管理としては、社員用の駐車場の雪かきを早期に行うことや、社員に対して積雪中における車内での一酸化炭素中毒の危険性を周知しておくことが重要である。

www.srup21.or.jp